

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針

株式会社 佐賀共栄銀行（以下「当行」）は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という）防止を経営の最重要課題の一つと捉えて、関係法令を遵守しつつ、実効性のある管理態勢を構築すること、かつ有効に機能させるために以下の方針に取り組んでまいります。

1. 組織態勢

当行は、経営陣の関与のもと、マネー・ローンダリング等の防止に係る取組みを全職員に浸透させるとともに、統括管理者の役割を明確にして、関係各部との連携を図り、マネー・ローンダリング等の防止に取り組めます。

2. リスク評価

当行は、F A T F (Financial Action Task Force/金融活動作業部会)が求めるリスクベース・アプローチの考え方に則り、国家公安委員会が公表する「犯罪収益移転危険度調査書（N R A/National Risk Assessment）」等の報告を踏まえて、当行が直面するリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じてまいります。また、定期的にその有効性を検証し、必要に応じて見直しを行います。

3. 顧客管理

当行は、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認を適切に行うとともに、その情報を常に最新の状態に保つよう、継続的な顧客管理を実施します。

4. 疑わしい取引の届出

当行は、犯罪収益移転防止法に基づいて、疑わしい取引に適切に対応するとともに、速やかに当局に届出を行います。

5. 役職員の研修

当行は、マネー・ローンダリング等に係る人材の育成に取り組み、取引時確認等を含む顧客管理が適切に行われるように、継続的に取り組んでまいります。

6. 遵守状況等の検証

当行は、マネー・ローンダリング等防止に係る遵守状況及び態勢の有効性について、独立した内部監査部門による定期的な監査を行い、その結果を踏まえてさらなる態勢の改善に努めます。

以 上